



泉南秘第98号
令和7年7月23日

大阪社会保障推進協議会
会長 安達 克郎 様

泉南市長 山本 優真



要望書について (回答)

平素は市政の推進に対し、ご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、2025年6月17日付でご提出いただいた要望書につきまして、別紙のとおり回答いたしますので、ご確認のほどよろしくお願いたします。

なお、懇談会につきましては質問対象課のみの出席とさせていただきますので、回答をご確認のうえ、事前に質問内容をお示しくださいますようお願いいたします。

泉南市
行政経営部秘書人事課
(担当 彦野)
〒590-0592
泉南市樽井一丁目1番1号
T e l 072-483-0002
F a x 072-483-2563
M a i l hisyo@city.sennan.lg.jp

要望事項	回答
1.職員問題	
<p>①大阪府内自治体の職員の非正規率は異常であり(全国平均20%)、緊急時・災害時に住民救済にこたえられないのは明白である。職員数を増やし、正規職員での採用を行うこと。</p>	<p>現在職員の削減は行っておらず、今後も原則として、退職者(現業職は除く)数に応じた職員を補充する方針とし、更なる行政サービスの向上のため適正な人員配置に努めます。 (秘書人事課)</p>
<p>②大阪社保協調査によると各市町村の理事者・管理職等のジェンダーバランスが男性に偏り異常である。特に社会保障の担い手の多くは女性であり、さらに子育て・教育・介護等の担い手の多くは女性であるため、女性たちのニーズを的確にとらえ政策化するためには、女性の管理職を増やすことが必須。ジェンダーバランスが偏っていることの理由を明らかにし、積極的な女性の登用を行うこと。</p>	<p>理事者・管理職等のジェンダーバランスが偏っている理由としては、管理職候補者となる係長への昇任試験の受験者数が少ないこと等が考えられます。受験意欲のある職員が出産・育児等で受験をあきらめることのないようライフイベントを見据えた係長昇任制度の確立を進めているところであり、引続き女性の管理職への登用に取り組みます。 (秘書人事課)</p>
<p>③大阪には多くの外国人が住んでいるにもかかわらず、大阪社保協調査でもなんら外国人対応をしていない市町村が多い。また、日本が読めて書ける人でなければ対応できない申請用紙が殆どである。ポケットクなどの変換器などの機器では実際の現場では行政用語の変換が難しい。日本語が話せない、読めない書けない外国人のために役所及び区役所に少なくとも数名の外国語対応ができる職員を配置すること。現時点で外国語対応ができる職員数を明らかにすること。</p>	<p>日本語が話せない等の外国人が窓口に来られた際には、泉南市に勤務する国際交流員に通訳を依頼するなどして対応します。なお、7月1日現在、外国語対応ができる職員数は、国際交流員やALTを含めて37人程度在籍しています。 (秘書人事課)</p>
2.こども・ひとり親等貧困対策及び子育て支援について	
<p>①2023年度大阪府子どもの生活実態調査報告で2016年度調査に比べ中央値が上がっているにもかかわらず「困窮Ⅰ世帯」の子どもたちの状況が悪くなっている事態となっている。公立大学により「総合考察」もふまえ以下について要望</p>	

<p>する。</p> <p>イ、就学援助受給率の低さが課題となっており申請そのものを簡素化し、オンライン申請を取り入れること。</p> <p>ロ、中学生の子ども世帯の困窮が深刻となっており中学入学準備のためとの分析がされている。入学準備金については国基準に上乗せして支給額を増やし、支給日も2月初旬とすること。</p> <p>ハ、朝ごはんを食べていない子どもたちの実態が指摘されている。学校を使って地域の子どもの食堂やNPO組織、ボランティア団体などと協力し学校での朝ごはん会が実施できるよう制度化すること。</p> <p>ニ、大阪府「子ども食費支援事業」にとどまらず、自治体独自の低所得世帯への食糧支援を実施すること。</p> <p>ホ、ボランティア団体などが実施しているフードバンク・フードパントリーに学校の空き教室や講堂・体育館等は無償提供して協力すること。またチラシなどの困窮者支援や母子支援窓口で配架協力を行うこと。</p>	<p>イ、1枚の申請書で同じ世帯の市立小中学校に通う子ども全員分の申請を可能としており、申請の簡素化を図っています。令和6年度から「小学校入学準備金」のオンライン申請を取り入れています。</p> <p style="text-align: right;">(教育サービス課)</p> <p>ロ、中学校入学準備金の支給は3月初中旬とし支給額についても他市の状況もふまえ、慎重に検討します。</p> <p style="text-align: right;">(教育サービス課)</p> <p>ハ、朝ご飯を食べていない子どもの現状について大阪府等から最新情報が入った際には、子ども食堂交流会等での周知に努めます。</p> <p style="text-align: right;">(家庭支援課)</p> <p>ニ、本市の自立相談支援機関であるここサポ泉南(泉南市人権協会)と連携し、フードバンク事業を実施しており、フードバンクが必要と思われる方への案内を行っています。</p> <p>ここサポ泉南(泉南市人権協会)のほか、病院、地域包括、市社会福祉協議会、福祉団体、民間企業等で物品の情報共有を行い、生活必需品を必要とされている方に届けています。子ども食堂にもここサポ泉南を通じ、食料の提供を実施しています。</p> <p style="text-align: right;">(生活福祉課)</p> <p>ホ、本市の自立相談支援機関であるここサポ泉南(泉南市人権協会)と連携し、フードバンク事業を実施しており、ここサポ泉南で食料を保管しています。困窮世帯に対してここサポ泉南を紹介しており、そこで必要がある方については、フードバンクの案内を行っています。</p> <p style="text-align: right;">(生活福祉課)</p> <p>ホ、大阪府よりフードバンク・フードパントリー等の情報が入った際には、子ども食堂ネットワークに登録している子ども食堂に情報提供しています。</p> <p style="text-align: right;">(家庭支援課)</p>
---	---

<p>へ、児童扶養手当の申請時及び8月の現況届提出時にプライバシーに留意し人権侵害を行わないこと。手続きを簡素化し受給へのハードルを低くすること。DVに関連した離婚については詳細な聞き取りを行うことでフラッシュバックを引き起こし最悪乖離等の状況になる危険性もありうるため細心の配慮を行うこと。面接時に他の制度(生活保護のしおりや奨学金情報等)の紹介を行うこと。外国語対応も行うこと。</p>	<p>へ、児童扶養手当の申請時および現況届の提出時においては、受給資格要件の審査のため、法令に基づいた書類の提出を依頼しています。また面談時にはプライバシーに配慮を行い、支給決定に必要となる最低限のものを聞き取り、人権侵害にならないよう配慮し対応しています。DV関連による聞き取りについても配慮を行い適切な対応を心がけています。面接時に他の制度の案内が必要な方には、制度の内容を説明し、母子・父子自立相談支援員が関係窓口へ同行するなど担当に繋いでいます。</p> <p>外国人の申請者で外国語対応が必要な場合は、対応できる職員に通訳をお願いしています。</p> <p style="text-align: right;">(家庭支援課)</p>
<p>②こども家庭庁調査によると2024年度の子ども医療費助成の窓口負担ゼロ市町村は73%で、2025年度はさらに増える見込みであり、大阪府内市町村は後進自治体といっても過言ではない。ついては子ども医療費及びひとり親医療費助成制度の窓口負担を早急に無料とすること。医療費より負担が重い入院時食事療養費は無料にすること。妊産婦医療費助成制度を創設すること。</p>	<p>子どもおよびひとり親の医療費助成制度の自己負担額を無料にすることは、現状の本市財政状況では困難です。今後も国・府に対して、国における制度化と府制度の拡充を要望します。また入院時食事療養費についても国・府に要望します。</p> <p style="text-align: right;">(家庭支援課)</p> <p>妊産婦医療費助成制度は実施していませんが、令和7年度より妊産婦健康診査の助成について増額し、負担軽減に取り組んでいます。</p> <p style="text-align: right;">(保健推進課)</p>
<p>③小中学校の給食を自校式で実施し、給食費を恒久的に無償化すること。保育所・こども園・幼稚園などの副食費を無償化すること。</p>	<p>泉南市における学校給食提供方式については、様々な角度から定量的・定性的に検討を行った結果、小学校給食については、現在の「センター方式」から「民間調理場活用(食缶デリバリー)方式」への変更を行い、令和7年8月1日から新たな方式での事業開始を目標とすることとしています。</p> <p>学校給食費については、学校給食法により学校給食の実施に必要な施設および設備に要する経費並びに学校給食の運営に要する経費のうち政令で定めるものは、義務教育諸学校の設置者の負担とすることとし、それ以外の学校給食に要する経費は、学校給食を受ける児童又は生徒の保護者の負担と規定されています。本市において、令和7年度は、保護者の負担軽減のため、給食費の月額500円補助を行い、さらに昨今の物価高騰支援対策として、1人当たりの食材費として月額500円の支援を行っています。また学校給食費無償化に関しては、全国的な動向を踏まえ調査研究をします。</p> <p style="text-align: right;">(教育給務課)</p> <p>泉南市では、以前より主食費を徴収しておらず、民間園</p>

	<p>所に対して完全給食を実施する条件で補助金を交付しています。副食費については、1号認定は従来実費徴収の対象となっています。2号認定については、1号認定でも実費徴収されていること、また、これまでも利用料の一部として保護者が負担してきたことから、応益負担の考えにもとづき、国の基準に沿って対応することとなりました。</p> <p>なお、経済的負担が大きい低所得者層等については、国の基準に沿って免除措置が講じられています。</p> <p style="text-align: right;">(保育子ども課)</p> <p>幼稚園の副食費については、在宅で子育てをする場合でも生じる費用であることから、保護者が負担することが原則であると従来整理されています。</p> <p style="text-align: right;">(指導課)</p>
<p>④学校歯科検診で「要受診」と診断された児童・生徒の受診状況と、「口腔崩壊」状態になっている児童・生徒の実態を調査すること。「口腔崩壊」状態の児童・生徒が確実に受診できるよう、スクールソーシャルワーカーや家庭生活支援員ら第三者による付き添い受診を制度化すること。</p>	<p>各学校においては、学校保健法に基づき、受診結果を本人および保護者に通知し、その後の受診状況の把握も行っていただいております。学校歯科検診で「要受診」と診断された児童・生徒の保護者には受診を促すとともに受診結果を報告してもらうようにしており、未受診となっている児童・生徒については、養護教諭および担任等が保護者に対し、できるだけ速やかに検査を勧めるよう働きかけ等を行っています。</p> <p>第三者付き添い受診の制度化については、介護医療のように制度が整備されない中で実現は困難です。</p> <p style="text-align: right;">(指導課)</p>
<p>⑤児童・生徒の口腔内の健康を守るため全小中学校で給食後に歯みがきの時間を設けるとともに、フッ化物洗口に取り組むこと。</p>	<p>全小中学校で給食後に歯磨きができる時間を設けています。</p> <p style="text-align: right;">(指導課)</p>
<p>⑥障がい児(者)が身近な地域で安心して健診や治療を受けられるよう、一次医療圏に所在する障がい児(者)歯科診療施設を案内するリーフレットなどを作成すること。</p>	<p>市内には、障害児者専門の歯科診療施設はありませんが、泉佐野泉南医師会圏域の在宅歯科診療可能な診療所、大阪府下の障害者歯科診療施設の情報について、相談があった場合に情報提供できるよう、資料を作成しています。</p> <p style="text-align: right;">(障害福祉課)</p>
<p>⑦最新の給付型奨学金を網羅したパンフレットを作成すること。その際には大阪市の奨学金パンフレットを参考とし、こどもたちの教育費によって貧困に陥らないよう最善の配慮を行うこと。さらには自治体独自の給付型奨学金制度を創設・拡充すること。</p>	<p>給付型奨学金を網羅した令和7年4月版大阪府教育庁「奨学金制度のご案内」を市ウェブサイトに掲載して周知を進めています。</p> <p>泉南市人権協会においては、家庭事情や経済的理由により進学をあきらめることなく、将来の進路に希望がもてるように「進路相談支援事業」として奨学金活用・進路選択等についての相談活動を行うとともに、各中学校においても、進路指導のコーナーにポスター掲示を行っています。</p> <p>市独自の奨学金の創設は、現状としては実現が難しい状況にあります。</p> <p style="text-align: right;">(指導課)</p>

<p>⑧公営住宅(府営住宅以外)の全戸数と最新の空家数をご教示いただくとともに、「ハウジングファースト」の考え方のもと、空家の目的外使用により家を失った学生、若者、シングルマザー、高齢者などへのシェアハウス等の提供などに取り組んでいる支援団体に無料または安価で貸し出すこと。</p>	<p>市営住宅の管理戸数は368戸、空き戸数は19戸(政策空家除く)ありますが、現在、未耐震住棟の建替事業を進めており、空き戸数のほとんどが建替対象又は未耐震住棟入居者の住替先となっている状況です。建替事業の推進に伴い、新規の入居募集も一時中断していることから、当面は目的外使用による提供の予定はありません。</p> <p style="text-align: right;">(住宅公園課)</p>
<p>⑨保育士および学童保育指導員等確保のために全国で広がっている家賃補助制度や奨学金返済支援制度等独自制度を実施すること。</p>	<p>国実施事業として「保育士等宿舎借り上げ支援事業」で保育所等の事業者が、保育士等用宿舎借り上げを支援するために必要な費用の補助を行っています。</p> <p>市独自事業としては、「潜在保育士職場復帰支援プログラム」を実施。保育士等の資格を有するが現在就労していない方を対象に市が臨時的任用職員として、公立こども園において一定期間雇用し、園の職員が指導・支援を行ながら保育現場への就職を支援しています。</p> <p>保育士資格の取得を目指す学生に対しても、「保育学生就職支援プログラム」を実施。公立認定こども園で保育補助員として受け入れ、現場実習を行いながら不安などを解消して就職ができるよう支援しています。</p> <p>また、「保育人材確保定着支援事業」として、新規採用者への祝金・永年勤続者への慰労金などを実施する民間保育施設に、費用の補助を行っています。</p> <p style="text-align: right;">(保育子ども課)</p> <p>学童保育支援員に関して、泉南市では家賃補助制度や奨学金制度等の実施については、現在のところ未定ですが、近隣市町の動向などを踏まえ、必要に応じて判断します。</p> <p style="text-align: right;">(生涯学習課)</p>
<p>⑩役所、保健福祉センター、福祉会館、公民館、青少年ホーム、女性センター等すべての公的な施設でWi-Fiにアクセスできるようにすること。</p>	<p>市役所庁舎においては「Osaka Free Wi-Fi Lite」が接続可能となっています。詳しくは下記URLから「Osaka Free Wi-Fi Lite 利用方法・つなぎ方」をご確認ください。</p> <p>https://www.city.sennan.lg.jp/kakuka/soumu/somuka/soumukakari/annai/1462938426660.html</p> <p style="text-align: right;">(総務課)</p> <p>保健センターは、市民の健康の保持および増進を図る施設として運営しており、貸館利用はできず、Wi-Fiへのアクセスはできません。施設目的等、勘案して導入を検討します。</p> <p style="text-align: right;">(保健推進課)</p> <p>総合福祉センターでは、利用者の利便性の向上を図るた</p>

	<p>め、フリーWi-Fi機器を3カ所設置しています。 (長寿社会推進課)</p> <p>市内の4公民館のうち3公民館にフリーWi-Fiが設置されています。残り1公民館についても設置に取り組みます。 (文化振興課)</p> <p>青少年センターではWi-Fi機器の設置を行い、貸館利用者の利便性向上のため必要に応じて活用いただいています。さらなる利便性向上のため、フリーWi-Fiについて今後検討します。 (生涯学習課)</p> <p>市民交流センターでは、貸館利用者の利便性の向上を図るため、令和2年12月にフリーWi-Fi機器を設置し、必要に応じて利活用いただけるようにしています。 (人権推進課)</p>
<p>①大阪・関西万博の会場夢洲は、下水汚泥など96万トンが埋め垂れられた人工島であり、メタン、硫化水素、一酸化炭素などの有毒ガスが毎日約3トンも発生している。昨年3月28日の会場建設工事現場におけるガス爆発事故は、夢洲がいかに危険で、大規模イベントの開催地としては不適合であることを証明した。事故後、万博当局は80数本の「ガス抜き管」の設置、マンホールに穴をあけるなどの「対策」を行ったが、夢洲の地中のいたるところから発生するガスをコントロールすることはできず、今年4月のテストランの際に、爆発事故現場に近いマンホールから爆発基準値を超えるメタンガスが検出され、万博当局はマンホール部分をフェンスで囲い、マンホールのふたを開けてガスを会場内に「拡散」させる対応を行った。多くの来場者が行き交う会場内に有毒ガスを「拡散」させることで、仮に爆発の危険が回避されたとしても、来場者が一酸化炭素や硫化水素などの有毒ガスに曝露させられる状況が作り</p>	<p>万博は本市の子どもたちが未来社会を直接体験することができる貴重な機会であり、みらいを創ることもとして、その望ましい成長につなげることを狙いとした各校の意向を尊重しています。</p> <p>安全面についても、万博協会からの情報提供とともに、学校間や教職員間でもリアルタイムに情報交換を行っており、これまでの校外学習と同様に各学校でさらなる熱中症対策などの安全対策を進めています。</p> <p>これまでに参加した学校からあった改善点については、あらゆる機会を捉えて万博協会に要望しています。 (指導課)</p>

出されている。また、開幕前に万博当局が「検討する」としていた「有毒ガスの濃度を毎日測定し結果を公表する」対応も実施されていない。

このような危険な状況が放置される中、府下の小中高校生などの「招待事業」が強行されている。4月に「招待事業」に参加した学校からは、ひたすら歩いてリングに上ったことしか子どもたちの印象に残らず教育的意義が見いだせない、会場が広く、風も強く、人も多くて、一般の方に子どもたちがついていきそうになった、いったんリングに上がると数百メートル歩かないと降り口がなく困った、水稻の水補給に長蛇の列、パビリオンの人数制限によりクラス全員で見学できず別の展示を見るグループを作らざるを得なかった、渋滞で到着が遅れ、バス内でおもらしする子が出た、予定が遅れて昼食時間が10分しかなかった、ガス抜き管やマンホール近くを通らざるを得ず強く不安を感じたなどの声が上がっている。

5月以降気温が上昇し、陰がほとんどない万博会場において熱中症で倒れる子どもたちが多数出ることが予想される。

また、「招待事業」として参加した学校の児童生徒が、当日体調が悪くなり、救護所を利用した際に「20分しか利用できない」と救護所から通告され、20分を超えると退室させられて、やむを得ず体調が回復しない子を日陰のベンチを探して休ませる事態も生じている。子どもたちの命・安全がないがしろにされ、教育的意義も見いだせない「招待事業」に学校行事としての参加を中止すること。「招待事業」に学校行事としての参加を中止しな

<p>いのであれば、日陰を増やす、体調不良の来場者の救護所利用の時間制限を撤廃し、その方の体調が回復するまで救護所が利用できるように救護の体制強化を万博協会、万博推進局に要望すること。</p>	
<h3>3.医療・公衆衛生</h3>	
<p>①国が進めるマイナンバーカードと健康保険証の原則一体化(マイナ保険証)の方針に基づき、昨年12月2日より、現行の健康保険証が廃止された(1年の経過措置あり)。この間のマイナ保険証を巡っては現在も医療現場ではトラブルが続いている。また、国民健康保険を担当する自治体職員の業務も通常の多忙な業務に加え、10月の更新作業に向けたマイナ保険証を持っていない方への「資格確認書」などの発行作業や電子証明書の有効期限が切れた方への対応など次から次へと新たな対応が自治体に求められている。以上の状況を踏まえて以下のことを要望する。</p> <p>イ、全国の自治体で「現行の健康保険証の存続を求める意見書」採択が広がっている。貴自治体においても「意見書」など国に対して現行の健康保険証の存続を求める意見・要望を上げること。</p> <p>ロ、渋谷区や世田谷区では煩雑な「資格確認書」発行業務を簡素化するために、マイナ保険証を持っている方も含めて、全ての方に「資格確認書」を発行する。貴自治体においても自体対業務の簡素化と国民健康保険加入者の受診時のトラブル解消のためにも全ての加入者に「資格確認書」の発行を求める。</p> <p>参考／渋谷区</p>	<p>マイナ保険証を巡る医療機関でのトラブルについては新聞、テレビ等各種報道で確認しています。また、「資格確認書」や「資格情報のお知らせ」などの発行・発送等の対応において職員の作業負担も増加しているところではありますが、国保の広域化に伴い、本市単独ではなく大阪府や府内自治体の動向も注視しつつ対応します。</p> <p style="text-align: right;">(保険年金課)</p>

<p>https://www.city.shibuya.tokyo.jp/kurashi/kokuho/kokuho/shikaku/kakuninsyo_hasso.html 参考／世田谷区 令和6年12月2日以降、健康保険証が発行されなくなりました 世田谷区公式ホームページ</p>	
<p>②新型コロナウイルス感染症が5類の扱いとなったが未だに感染者は後を絶たない。また、麻しんや結核など新型コロナ以外の感染症も増加に傾向にあり、医療現場では緊張が高まっており、トータルの感染症対策の構築が求められている。新型コロナウイルス感染症パンデミック時のように再び保健所の業務逼迫で感染者への対応が遅れるという事態を生まないためにも、新興感染症対策も含めたまた、精神保健、母子保健など保健所・保健師の多岐にわたる役割・事業が滞ることの無いよう、二次医療圏内での保健医療協議会の議論などで、保健所職員など公衆衛生分野の正規職員を増やすことを強く求めること。</p>	<p>感染症、健康危機管理、母子保健、精神保健等、保健師等の果たす役割は多岐にわたっており、人事部局への必要な人員要望を行います。</p> <p style="text-align: right;">(保健推進課)</p>
<p>③政府は入院医療を抑制し、在宅(介護施設)へのシフトを強固に進めている。一方で昨年の介護保険報酬の改定は訪問介護事業継続を窮地に追い込む内容で、事業所閉鎖も相次いでいる。介護事業の崩壊は在宅医療にも大きく影響する。詳しい要望は「6.介護保険・高齢者施策」に掲載する。</p>	<p>「6.介護保険・高齢者施策」にて回答。</p>
<p>④PFASの実態を把握するために各市町村が住民の血液検査、土壌検査を実施すること。さらに市町村が実施するPFAS対策に大阪府が財政支援を行うよう要請すること。住民が自主的に実施する血液検査への公的助成を行うこと。「PFAS相談窓口」を設置し周知徹底すること。</p>	<p>泉南市は土壌汚染の事務移譲を府から受けておりませんので、土壌検査については大阪府が実施主体となります。</p> <p style="text-align: right;">(環境整備課)</p> <p>PFAS血液検査等の実施については、国・府の動き等情報収集に努めるとともに近隣市町の取組等を参考に検討します。</p> <p style="text-align: right;">(保健推進課)</p>

4.国民健康保険	
<p>①2025 年度大阪府統一国保料は2024 年度より若干下がったものの2023 年度統一保険料レベルでしかなく、一人当統一保険料でみると2018 年度 132,687 円から2025 年度 162,164 円へと22.2%ものアップとなっている。そのため各自治体の国保料の収納率も年々下がっており、納付金分を集めきれない状況となり、2023 年度各市町村単年度赤字は 37 自治体にも及んでいる。各市町村は統一の問題点を強く大阪府に強く意見すること。また、基金を積み上げている自治体は保険料引き下げのために活用すること。大阪府が市町村独自の基金に口を出すことは地方財政法違反であることを認識すること。</p>	<p>国保統一化については、持続可能な医療制度を構築するため、平成27年度に国民健康保険法が改正されたことに伴うものです。大阪府としても国民健康保険運営方針を策定し、同じ所得、同じ世帯構成であれば、同じ保険料となるよう、府内全市町村が協力して統一に向けて事務を進めてきたところです。国保の広域化に伴う、保険料、賦課限度額および減免制度の改定については、被保険者にとって急激な負担とならないよう段階的かつ計画的に行っています。</p> <p>また本市においては、基金を積み立てることができる財政状況ではありません。</p> <p style="text-align: right;">(保険年金課)</p>
<p>②18 歳までの子どもの均等割を無料にし傷病手当を大阪府全体で実施するとともに国に対し制度化するよう意見をだすこと。傷病手当や減免制度の内容、徴収の猶予、一部負担金減免などわかりやすいチラシを独自に作成し周知を行い申請を促す手立てを工夫すること。様々な申請についてはメール申請・オンライン申請ができるよう、ホームページに申請用紙をアップしダウンロードができるようにすること。</p>	<p>子どもの均等割について、未就学児の均等割は令和4年4月より2分の1の減額を実施しています。なお、市長会を通じて、均等割の軽減に係る適用拡大について要望を行います。</p> <p>傷病手当金については、国保の広域化に伴い、大阪府や府内自治体の動向を注視しつつ対応を検討します。</p> <p>減免制度の内容については、市ウェブサイトに掲載しており、保険料納付通知書に同封して送付している市独自に作成したチラシにも、減免申請の方法を記載しています。また、各種申請書については、市ウェブサイトからダウンロードを可能とし、郵送申請も可能としています。</p> <p style="text-align: right;">(保険年金課)</p>
<p>③2025 年 10 月の保険証切り替え時には後期高齢者医療制度と同様に被保険者全員に「資格確認証」を送付すること。</p>	<p>被保険者全員に対し、「資格確認書」を送付することについては、国保の広域化に伴い、大阪府や府内自治体の動向を注視しつつ対応を検討します。</p> <p style="text-align: right;">(保険年金課)</p>
<p>④被用者保険への適用拡大による被保険者減、子ども子育て新制度分の納付金など、国保の給付とは関係ないにも関わらず保険料値上げを招いており、国の政策のもとでの国保料の値上げは理不尽である。国庫負担増を強く国に要望すること。</p>	<p>2025年度大阪府統一国保料は2024年度より少し下がりました。しかし、今後子ども子育て支援金制度の納付金など保険料の上昇が懸念されるところです。本市においても大阪府や府内自治体の動向を注視しつつ、市長会を通じて国に要望を行います。</p> <p style="text-align: right;">(保険年金課)</p>

<p>⑤国民健康保険料の決定通知・納付書・国保のしおり等の外国語対応をすること。</p>	<p>現在、決定通知・納付書については、外国語対応をしておりますが、国保のしおりについては、スマホやタブレットを使用すると、英語・中国語・韓国語等10言語で読める・聞けるしおりを作成し配布しています。また、別途国民健康保険の制度について記載した英語版のパンフレットを配布しています。</p> <p style="text-align: right;">(保険年金課)</p>
<p>5.特定健診・がん検診・歯科健診等</p>	
<p>①特定健診・がん検診については、全国平均(2022年度 37.5%)と比較して大きく立ち遅れている自治体については、これまでの取り組みについての分析・評価を行い新たな方策を進めること。特定健診やがん検診など市民健診の案内については多言語での対応をすること。</p>	<p>本市の健康増進計画「健康せんなん21」において、がん対策としてがん検診受診率向上を掲げ積極的に取組を行っています。子宮がん・乳がん検診のクーポン券の送付や大腸がん検診の無料化、国保との連携による特定健診とがん検診の同時実施、日曜健診等により受診率向上を目指し、早期発見・早期治療につなげます。また、検診の実施体制についても医師会等の協力を得ながら、より市民が受診しやすい環境整備に努めます。多言語での対応については、申出により個別対応を行っていますが、近隣市町の状況等情報収集し、検討します。</p> <p style="text-align: right;">(保健推進課)</p> <p>泉南市国民健康保険第3期保健事業実施計画(データヘルス計画)および第4期特定健康診査等実施計画において、特定健康診査受診率の向上は重点的な取組と位置付けています。令和5年度実績は、国(市町村国保)38.3%、大阪府31.8%、泉南市36.6%です。泉南市においては令和4年度に比べ、0.8%向上しています。</p> <p>さらに受診率の向上を目指すために、web予約の導入、がん検診と集団健診の同時実施や日曜日健診を実施しています。さらに、国保に新規加入される方に対して窓口で積極的に対面にて受診勧奨を行います。</p> <p>外国語対応について、スマホやタブレットを使用すると、英語・中国語・韓国語等10言語で読める・聞ける国保のしおりを作成し、特定健診・特定保健指導についても掲載しています。</p> <p style="text-align: right;">(保険年金課)</p>
<p>②大阪府の第3次歯科口腔保健計画は、「学校保健以降、市町村で行われている歯科健診の受診対象年齢が限定されていることから、定期的な歯科健診を受ける機会が少ない」と指摘している。歯科健診の受診対象年齢を限定せず、住民がかかりやすい医療機関で受診できるようにすること。在宅</p>	<p>本市の健康増進計画「健康せんなん21」において、歯や口腔の健康の目標を定め、歯科保健対策に取り組んでいます。成人期では、20歳以上の方への歯周疾患検診(個別と集団)や妊婦歯科健康診査(個別)を自己負担なし(無料)で実施しています。広報紙やウェブサイトでの啓発の他、対象年齢(20・30・40・50・60・70歳)の方に個別通知を行っています。歯科健診の対象範囲の見直しについては、国の動きや近隣市町の状況等情報収集し、検討します。</p> <p style="text-align: right;">(保健推進課)</p>

<p>患者・障害者など歯科健診の機会が少ない住民の歯科健診を保障すること。特定健診の項目に「歯科健診」を追加すること。</p>	<p>歯科健診を受けるにあたり、障害を理由とした配慮が必要とされる場合には、障害者総合支援法による障害福祉サービスの利用など、個別相談により対応します。</p> <p style="text-align: right;">(障害福祉課)</p>
<h2>6. 介護保険・高齢者施策</h2>	
<p>①第9期の介護保険料は、高齢者の負担の限界を超えた過大な額となっているので介護保険料を一般会計繰入によって引き下げる。なお、介護給付費準備基金を過大に積み立てている市町村にあっては、取り崩して保険料引下げを行うこと。また、国に対し国庫負担引き上げによる保険料基準額の引き下げを求めること。</p>	<p>第9期の保険料策定にあたっては、被保険者の所得に応じた保険料の段階の細分化を継続したうえで、高齢化による介護給付費が増加する中でも、基金を活用することで第1段階および第3段階の保険料を引き下げ、その他の段階については、第8期と同額としました。</p> <p>増加が見込まれる介護給付費について、介護予防・重度化防止を推進し、今後も保険料上昇の抑制に努めます。</p> <p style="text-align: right;">(長寿社会推進課)</p>
<p>②非課税者・低所得者の介護保険料を大幅に軽減すること。保険料減免制度を拡充し、当面、年収150万円以下(単身の場合)は介護保険料を免除とすること。</p>	<p>介護保険料については、非課税者および低所得者を含め、所得に応じた保険料を設定しており、なおかつ、本市においては、市民税非課税世帯を主な対象とする独自の減免を行っています。</p> <p style="text-align: right;">(長寿社会推進課)</p>
<p>③介護サービス利用者の負担を軽減するため、低所得者について無料となるよう、自治体独自の利用料減免制度をつくること。介護保険施設・ショートステイ利用者の食費・部屋代軽減措置(補足給付)の拡充を国に求めるとともに、自治体独自の軽減措置を行うこと。</p>	<p>介護サービスに係る費用は国費、府費、市費、保険料および自己負担で賄っています。</p> <p>自治体独自に自己負担を軽減すると、保険料を引き上げる可能性が出てくることから、国の財源拡充に期待するところです。</p> <p style="text-align: right;">(長寿社会推進課)</p>
<p>④総合事業(介護予防・日常生活支援総合事業)について</p> <p>イ、利用者のサービス選択権を保障し、サービスについて、すべての要支援認定者が「従来(介護予防訪問介護・介護予防通所介護)相当サービス」を利用できるようにし、従来相当サービスの利用を抑制しないこと。また、新規・更新者とも要介護(要支援)認定を勧奨し、認定申請を抑制しないこと。</p> <p>ロ、総合事業(介護予防・日常生活支援サービス事業)の対象を要</p>	<p>本市では、従来相当サービスのみの提供となっており、すべての要支援認定者が従来相当サービスを利用しています。</p> <p style="text-align: right;">(長寿社会推進課)</p>

<p>介護1～5認定者の拡大しないこと。</p> <p>ハ、「訪問型サービス」の単価については、訪問介護員（介護福祉士、初任者研修終了者などの有資格者）が、サービスを提供した場合は、従来額を保障すること。</p> <p>ニ、いわゆる「自立支援型地域ケア会議」など、介護サービスからの「卒業」を迫り、ケアマネジメントに対する統制を目的とした運用を行わないこと。</p>	
<p>⑤保険者機能強化推進交付金等については、国の「評価指標」に追随し、実態を無視した「介護予防・重度化防止目標」「給付抑制目標」などは盛り込まず、必要な介護サービスが受けられるようにすること。</p>	<p>保険者機能強化推進交付金の評価指標については、事業推進のための指標と認識しており、給付に関しては介護保険法の目的である自立した日常生活を営むことができるよう、今後も適切にサービスが提供されるよう取り組みます。</p> <p style="text-align: right;">（長寿社会推進課）</p>
<p>⑥介護現場の人手不足を解消するため、国に対し、全額国庫負担方式による全介護労働者が、全産業平均の賃金水準に早急に到達できる処遇改善制度を求めること。</p> <p>自治体独自で、介護事業所に次のような人材確保・処遇改善支援策を実施すること</p> <ol style="list-style-type: none"> 1.独自の処遇改善手当（月〇万円を週〇時間以上勤務する従事者に職種を問わず支給）支給すること 2.住宅確保支援手当を支給すること 3.介護従事者のスキルアップや資格取得等の研修受講費を支援すること。介護支援専門員の更新研修等の費用を助成すること 4.訪問介護事業所などへの自転車等移動手段支援の助成金を支給すること 5.介護事業所の職員募集費用等 	<p>泉南地域の5市3町および大阪府、大阪福祉人材支援センター、大阪府社会福祉協議会老人施設部会、大阪府社会福祉協議会、専門学校とともに、泉南地域介護人材確保連絡会議を組織し、今後ますます増大・多様化していく福祉・介護ニーズに対応するため、各団体と連携して研修会や就職相談会等を通じ、介護人材の確保に取り組みます。</p> <p style="text-align: right;">（長寿社会推進課）</p>

の助成をおこなうこと	
<p>⑦入所待機者を解消し、行き場のない高齢者をなくすために、特別養護老人ホームなど介護保険施設及びグループホーム等の整備について、詳細な実態調査を行い、必要数を明確にしたうえで年次的に整備を行うこと。</p>	<p>特別養護老人ホームにおいては在宅での生活が困難になり早急な入所が必要となった方が優先的に選考されます。高齢者の安全・安心な住まいの提供は重要な課題であり、サービス付き高齢者向け住宅が果たす役割は大きく、その整備計画については都市整備部局や大阪府と連携し、事前把握に努めています。また、サービス付き高齢者向け住宅について、長寿社会推進課窓口に登録簿を設置し、閲覧できるようにして入所待機者の解消に向け取組を行っています。</p> <p style="text-align: right;">(長寿社会推進課)</p>
<p>⑧次期介護保険見直しの検討課題とされている「2割負担等の対象拡大」「ケアマネジメント有料化」「要介護1,2の生活援助等の保険給付外し・総合事業移行」など負担増とサービス切捨てを中止するよう国に働きかけること。</p>	<p>介護保険事業財政や被保険者の過度な負担とならないか等、今後の詳細な国の制度設計を注視し、対応します。</p> <p style="text-align: right;">(長寿社会推進課)</p>
<p>⑨高齢者の熱中症予防対策を抜本的に強化すること。実態調査を実施するとともに、高齢者宅を毎日訪問し熱中症にならない対策(クーラーを動かすなど)ができるように、社会福祉協議会、事業者、NPO などによびかけ小学校単位(地域包括ケアの単位)で見守りネットワークづくりなど、具体的施策を実行すること。介護保険の給付限度額の関係で、町の熱中症予防シェルター(開放公共施設)へ介助を得て避難する事が困難なケースへの対策を各自治体が立てること。とくに、高齢者が「経済的な理由」でクーラーが利用できない事態とならないように緊急に電気料補助制度をつくること。</p>	<p>高齢者などの要支援者を見守る際に、熱中症に対して啓発を行えるよう見守りネットワークや、概ね小学校区単位で実施している小地域ネットワーク活動、地域で活動されている民生委員児童委員協議会、日常生活圏域ごとに開催している地区ケア会議などの地域を見守る活動を行う団体に対し、熱中症に関する情報を共有し、見守りを行っています。</p> <p>令和7年6月1日より泉南市総合福祉センターを気候変動適応法に基づく指定暑熱避難施設(クーリングシェルター)として指定し、熱中症対策に取り組んでいます。</p> <p style="text-align: right;">(長寿社会推進課)</p>
<p>⑩介護保険被保険者証のマイナンバーカード化は高齢者及び関係者に多大な負担と混乱をもたらし個人情報の漏洩などの危険性があるため導入しないように国に意見をあげること。</p>	<p>介護保険証のマイナンバー化について、国は介護サービスの需要増大や多様化に加え、介護人材不足も見込まれる中、情報通信技術を活用した業務の効率化が図られるとし、また、被保険者側としても例えば、要介護認定の区分変更があったとしても、保険証の再発行が不要となるなど手続き上の効率化が考えられます。</p> <p>一方で個人情報の漏洩等についての懸念もあることから、今後の国の制度設計について注視します。</p> <p style="text-align: right;">(長寿社会推進課)</p>

<p>⑪軽度難聴者への補聴器購入資金助成制度を改善し、所得制限なしで助成額15万円以上とすること。未実施自治体では早急に制度化し実施すること。大阪市のように入護予防事業への参加を条件としなすこと。(現時点では東京都港区が60歳以上、上限144900円助成・課税の方は半額)</p>	<p>令和7年度から65歳以上の加齢性難聴者の方を対象に入成を開始しています。助成額については、市の財政状況を鑑み、所得制限は設けず、住民税非課税世帯および生活保護世帯であることを要件に1人あたり25,000円を助成しています。しかしながら、補聴器は高額であり高齢者にとって経済的負担が大きいことは認識しています。市長会を通じて、国および府に対し財政支援等、積極的な措置を講じるよう要望しています。また助成にあたり、入護予防事業への参加条件は設けていませんが、高齢期の聴力低下に対応し、補聴器を活用することで社会参加や地域交流を促してフレイル予防や認知症予防につながることを目的に入成しています。</p> <p style="text-align: right;">(長寿社会推進課)</p>
<p>⑫新型コロナワクチン接種費用への公費助成を実施するとともに、入護施設・事業所へのコロナ検査キット等の配布を行うこと。</p>	<p>国の方針に基づき、定期接種を実施します。自己負担額は近隣市町とも調整して決定し、低所得者に対して負担軽減策を実施します。</p> <p style="text-align: right;">(保健推進課)</p> <p>令和5年度までは大阪府の実施する「高齢者施設等の従事者等への抗原キット定期検査」および「高齢者施設等(通所系・訪問系サービス)の従事者等に対する定期PCR検査」の実施についての周知に努めていましたが、現在は新型コロナウイルス感染症の5類感染症移行に伴い、他の5類感染症と同様の扱いをしています。そのうえで現状を鑑み、入護施設・事業所でクラスター等が発生した際には、国の基準に基づき市への報告を求めており、その際に衛生物品等の不足を把握した場合には、市の備蓄する衛生物品等を供与しています。</p> <p style="text-align: right;">(長寿社会推進課)</p>
<p>⑬後期高齢者医療の医療費窓口負担の「2割化」の影響などによる「受診控え」が起きているので、高齢者を広く対象にした助成制度の創設を強く求める。</p>	<p>75歳以上の後期高齢者の医療費は、約5割を公費で負担し、約4割が現役世代の負担(支援金)によって支えられています。令和4年(2022年)以降は、他の世代より突出して人口の多い団塊の世代が75歳以上になってきたため、医療費はさらに増大し、現役世代の負担がさらに大きくなりつつあります。こうした中で、現役世代の負担を少しでも減らしていくと同時に、全ての世代が安心して医療を受けられる社会を維持するために、後期高齢者医療制度の窓口負担割合の見直しが行われました。この見直しにより、窓口負担割合が2割となる方には、外来の医療費が大幅に増えないようにするための配慮措置が設けられています。</p> <p style="text-align: right;">(保険年金課)</p>
<p>⑭帯状疱疹は80才までに3人に1人がかかる病気で、治った後に神経痛が残る場合がある。50歳以上</p>	<p>自己負担額については、近隣市町との調整のうえ、決定しており、低所得者に対しては負担軽減策を実施しています。</p> <p style="text-align: right;">(保健推進課)</p>

<p>の人に带状疱疹ワクチン接種が勧められており、90%以上の発症予防率が報告されている。今年4月から65歳以上定期接種化となったが、費用負担が発生し(生ワクチン4000円、不活性ワクチン1回11000円)、高齢者にとって大変な負担となるため、独自助成を行うこと。</p>	
<h2>7. 障がい福祉「65歳問題」と重度障害者医療</h2>	
<p>①介護保険に移行した一部の障害者にしか障害福祉サービスの上乗せを認めない独自ルールを設けている場合はこれを撤廃し、2007年初出「適用関係通知」・「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援給付と介護保険制度の適用関係等に係る留意事項及び運用の具体例等について」(令和5年6月30日)等で厚生労働省が示す基準にもとづく運用を行うこと。</p>	<p>自立支援給付と介護保険制度との適用関係の基本的な考え方については、障害者総合支援法の規定および国の通達により、一律に介護保険を優先させるのではなく、必要な支援が介護保険サービスにより受けることが可能か否かを適切に判断することとされています。そのため、障害者の状況等を総合的に判断し、高齢担当およびケアプラン作成事業所とも調整しながら、障害福祉サービスの支給を検討しています。</p> <p style="text-align: right;">(障害福祉課)</p>
<p>②障害者総合支援法7条は二重給付の調整規定であり、介護保険法27条8項の規定(要介護認定の効力は申請日までしか遡れないこと)との関係から、「できるとき」規定の効力は要介護認定の申請日以降にしか発生しないということを原則として運用すること。</p>	<p>要介護認定の効力は申請日からである法的論拠に基づき、運用しています。</p> <p style="text-align: right;">(障害福祉課)</p>
<p>③日本の社会保障制度の原則は申請主義であることから、障害者に介護保険への申請勧奨をすることはあっても強制してはならないこと、厚生労働省の通知等でも未申請を理由とした障害福祉サービスの更新却下(打ち切り)は認めていないことを関係職員に徹底し、申請の強制や更新却下を防止すること。</p>	<p>申請をしない理由や事情等を十分に確認し、申請について理解を得られるよう働きかけをする中で、障害者の状況等を総合的に判断し、障害福祉サービス支給について検討します。</p> <p style="text-align: right;">(障害福祉課)</p>
<p>④介護保険優先は二重給付の調整であり、「介護保険優先」はあくまで原則を示しているに過ぎず、</p>	<p>一律に介護保険を優先させるのではなく、障害者の状況等を総合的に判断し、障害福祉サービスの支給をしており、支給基準等にも記載しています。</p> <p style="text-align: right;">(障害福祉課)</p>

個々の状況に応じて障害福祉サービスの継続も可能な例外があることという事実を、自治体のHPや障害者のしおりなどに正確に記述すること。	
⑤介護保険対象となった障害者が、介護保険への移行をせず引き続き障害福祉サービスを利用する場合には、現行通りの基準を適用するよう国に求めること	国による制度改正の動向を注視し、適切な運用に努め、国に対しては、市町村の差を解消するため、統一的な基準を示すよう要望をします。 (障害福祉課)
⑥介護保険対象となった障害者が、介護保険サービスを利用しかつ上乗せで障害福祉サービスを利用する場合の新たな国庫負担基準を創設するよう国に求めること	障害者総合支援法における自立支援給付と介護保険制度との適応関係において生じている市町村の差を解消するため、統一的な基準を示すとともに、供給対象者に関する市町村負担を軽減するため、国へ要望をします。 (障害福祉課)
⑦障害福祉サービスを継続して受けてきた方が、要介護認定で要支援1、2となった場合、総合事業における実施にあっては障害者に理解のある有資格者が派遣されるようにすること。	利用者の障害特性に配慮し、ケアプラン作成事業所とも調整のうえ、障害福祉サービス事業所を継続利用していただけるよう努めています。 (障害福祉課)
⑧障害者の福祉サービスと介護サービス利用は原則無料とし、少なくとも市町村民税非課税世帯の利用負担はなくすこと。	障害福祉サービスでは、利用者負担の軽減措置として、国により、低所得の方が無理のない負担でサービスが利用できるような一定の措置が講じられています。 (障害福祉課)
⑨2018年4月診療分より見直された重度障害者医療費助成制度において、自治体独自の対象者拡大・助成制度の創設を行うこと。	府内市町村の動向をふまえて、慎重に対応します。 (障害福祉課)
⑩療育手帳の新規発行・更新発行について、手続きをすれば速やかに発行すること	大阪府において療育手帳の発行に時間を要している状況のため、できるだけ進達を速やかに処理するよう努めます。 (障害福祉課)
⑪障害支援区分の決定及び受給者証の交付は、サービスの提供に切れ目が生じないように迅速・適切に手続きをおこなうこと	サービスの提供に切れ目が生じないように、適切に事務処理をおこないます。 (障害福祉課)
8.生活保護	
①コロナ禍の中においても生活保護申請数、決定数が減少している自治体が多々ある。特に申請を躊躇わせる要因となっている意味のない「扶養照会」は行わないこと。窓口で明確に申請の意思を表明	他法他政策の活用や生活保護基準に則り、趣旨を説明したうえで、適正に行っています。扶養照会については個々の世帯状況により世帯の意思を尊重し対応しています。また、申請意思があれば申請を受理しています。 (生活福祉課)

<p>した場合は必ず申請を受理すること。</p>	
<p>②大阪府および18市町村で実施された「令和5年度子どもの生活実態調査」においても困窮度Ⅰ世帯での生活保護受給率の低さが指摘されている。各自治体においては、寝屋川市などが作成されている「生活保護は権利です」という住民向けポスターを作成し申請・利用のハードルを下げ、必要な人が使える制度にする工夫をすること。</p> <p>札幌市生活保護ポスターhttps://www.city.sapporo.jp/fukushi-guide/documents/hogoposter.pdf 寝屋川市生活保護チラシ hogoshinseisodan.pdf (city.neyagawa.osaka.jp) 枚方市生活保護ホームページ https://www.city.hirakata.osaka.jp/0000007864.html</p>	<p>現時点でポスター制作はしていません。相談に来られた時や入電があった際などに冊子等も用い、生活保護制度についてご理解いただけるよう説明に努めています。</p> <p style="text-align: right;">(生活福祉課)</p>
<p>③ケースワーカーは「福祉専門職」採用の正規職員で、最低でも国の基準どおりで配置し法令違反をしないこと。ケースワーカーの研修を重視し、生活保護手帳・問答集の内容を踏まえた生活保護行政を実施すること。DV や精神疾患、精神障害、発達障害等についても研修を行いケースワーカーや受付面接員の言動によって二次被害を引き起こさないこと。</p>	<p>社会福祉法に規定されている保護受給世帯80世帯に1名のケースワーカーが正規職員により充足されるよう人事部局に申し入れをしています。ケースワーカーとしての着任初年度には重点的に研修に参加し、業務に必要な幅広い人権意識の育成に努めています。また、常に生活保護手帳および問答集の内容に即して決定を行っています。</p> <p style="text-align: right;">(生活福祉課)</p>
<p>④保護費の決定通知書には何がどれだけ支払われているのかなど内訳が誰が読んでもわかるものとする。</p>	<p>決定通知書には決定理由と保護費の内訳が記載されています。新規の申請があり決定した際に通知書の見方を案内し、電話での問い合わせなどにも応じるなど保護費についての丁寧な説明に努めています。</p> <p style="text-align: right;">(生活福祉課)</p>
<p>⑤シングルマザーや独身女性の担当は必ず女性ケースワーカーとし家庭訪問も必ず女性ケースワーカーが行くこと。そうでなければ人権侵害・ハラスメントがおこる危険性があることを認識すること。</p>	<p>令和7年7月1日時点で9名のケースワーカーのうち6名が女性です。基本的に母子や女性のみ世帯の訪問には女性ケースワーカーが同行することとしています。</p> <p style="text-align: right;">(生活福祉課)</p>

<p>⑥自治体で作成している生活保護の「しおり」は生活保護利用者の権利性を明記し制度をわかりやすく、必要な情報を正しく解説したものとすること。「しおり」と申請書はカウンターなどに常時配架すること。(懇談当日に「しおり」「てびき」の内容を確認しますので、必ず作成しているものの全てと申請用紙を参加者全員にご配布ください)</p>	<p>本市では生活保護の「しおり」内の漢字にはルビを振り、制度についての理解が向上するよう努めています。「しおり」は相談に来られた方と保護決定した方にお配りし、内容を説明しています。</p> <p style="text-align: right;">(生活福祉課)</p>
<p>⑦警察官 OB の配置はやめること。尾行・張り込みや市民相互監視をさせる「適正化」ホットライン等を実施しないこと。</p>	<p>警察官OBは今年から配置されていますが、生活保護の業務が主な担当ではありません。また、適正化ホットラインは実施しておりません。</p> <p style="text-align: right;">(生活福祉課)</p>
<p>⑧物価高により低い生活保護基準では暮せない人が続出している。国に対して物価上昇に見合った最低生活費とするよう要望すること。</p>	<p>国および府へ同内容を要望しています。</p> <p style="text-align: right;">(生活福祉課)</p>
<p>⑨住宅扶助については、家賃・敷金の実勢価格で支給し、平成 27 年 4 月 14 日の厚生労働省通知に基づき経過措置を認め、特別基準の設定を積極的に行うこと。</p>	<p>国の住宅扶助基準に沿って支給決定しています。特別基準の設定については、実情に応じ、個別に対応するよう努めています。</p> <p style="text-align: right;">(生活福祉課)</p>
<p>⑩医療抑制につながる医療費の一部負担の導入と、ジェネリック医薬品の使用の義務化、調剤薬局の限定は実施しないよう国に求めること。</p>	<p>薬の重複使用や相互作用による副作用などの健康被害を抑止と合わせ、本人の状況に応じて薬局より管理指導を実施することにより、健康管理への寄与と医療扶助費の適正効果を見込んでいます。</p> <p style="text-align: right;">(生活福祉課)</p>
<p>⑪生活保護利用者の検診については、受診券を送付するか、生活保護受給者証明書を持って行けば簡単に検診が受けられるよう手続きを簡素化すること。</p>	<p>受診および検診については病院に医療券等を送付し対応しています。また初診の場合は医療機関にケースワーカーが連絡を入れ、受信時の手続きが簡易に済むように工夫しています。</p> <p style="text-align: right;">(生活福祉課)</p>
<p>⑫国に対し、大学生、専門学生の世帯分離は、あくまで世帯の意思を尊重することを国に要望すること。</p>	<p>面談を実施し、世帯としての意思を確認しています。</p> <p style="text-align: right;">(生活福祉課)</p>
<h2>9.防災関係</h2>	
<p>①災害時の避難所である小学校・中学校の体育館、公的施設の冷暖房、および全てのトイレの洋式</p>	<p>小学校・中学校の体育館の空調設備については、令和7年度にはすべての小中学校の体育館に空調設備を設置します。また、災害時における避難施設としての洋式トイレの</p>

<p>化をすみやかに実施すること。</p>	<p>必要性は理解しており、同時に和式トイレについても必要なものと考えています。災害発生時における避難所施設としての整備に関しては、危機管理部局と連携し検討します。</p> <p style="text-align: right;">(教育総務課)</p>
<p>②能登半島地震の状況を踏まえ、スフィア基準(被災者の権利と被災者支援の最低基準を定めた国際基準)に照らし避難計画を見直すこと。</p>	<p>スフィア基準に示されている最低基準に対し避難所の一人当たりの広さは確保できており、水とトイレの提供については関係機関等の協力を得つつ、基準以上の提供を行っていくため、関係機関等と調整して計画を具体化します。</p> <p style="text-align: right;">(危機管理課)</p>
<p>③高層住宅が増えてきている。高齢者、障がい者が災害時に高層住宅で日常生活を維持するには多くの困難を抱えるため、特別な支援対策を講じ、住宅管理者に対しても指導・啓発活動を実施すること。</p>	<p>高齢者や障害者などの災害時要配慮者につきましては、その支援者の決定に取り組んでいます。高層住宅の自治会等と連携して、支援体制構築に取り組めます。</p> <p style="text-align: right;">(危機管理課)</p>
<p>④このところ各地で頻発している上下水道の老朽化による事故も踏まえ、上水道・下水道における法定外耐用年数を超過しているものの割合と、今後の対応についての計画を明らかにされたい。</p>	<p>下水道管渠に関しては、法定耐用年数が50年とされており、市が管理している下水道管約204kmのうち、50年を超えている管路は約3kmで、割合にすると約1.5%です。</p> <p>下水道施設の維持管理につきましては、ストックマネジメント計画を策定しており、その計画に基づいた調査・診断・改築・更新を実施していく予定であり、現時点では、一部の管路の調査を実施しています。</p> <p>上水道につきましては、大阪広域水道企業団に統合されていますので、企業団へご要望いただきますようお願いいたします。</p> <p style="text-align: right;">(下水道課)</p>